

慶弔規約

- 第1条 会員並びに教職員に事故ある時は別表により慶弔の意を表す。ただし会員については学級から執行委員会への届出を必要とする。
- 第2条 別表に該当しない事故の場合は代議員会で協議する。
- 第3条 この規約による費用は慶弔費として予算を設ける。

別表

一生徒会々員一

1. 会員が死亡した場合は香料10,000円
2. 会員の保護者が死亡の場合 5,000円
3. 会員の家に災害があった場合は最高5,000円で、額はその都度執行部で考慮する。